

令和8年度石川県脱炭素先行地域構築支援業務委託
プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、令和8年2月に環境省の脱炭素先行地域に選定された「能登半島地震を踏まえた災害レジリエンス強化と被災地の復興加速」の事業実施にあたり、本県に対し計画的かつ必要な支援を行うことを目的とする。

事業を円滑かつ効率的に実施するために、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、提案者の実施能力、提案内容を総合的に評価するプロポーザル方式によって業務委託候補者を選定する。

※ この実施要領に基づく選定は、業務を実施するにあたり、優先的に契約を締結する権利を持つ者を選定するためのものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和8年度石川県脱炭素先行地域構築支援業務委託

(2) 業務内容

本業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

(4) 委託上限額

15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※ この額は、プロポーザル実施にあたり、応募者に提示する事業費の上限額であり、予定価格については、プロポーザルによる業者選定、仕様書等の協議後、改めて設定する。

3 スケジュール

令和8年6月19日（金）	実施要領等の公表（公募開始）
令和8年7月7日（火）	質問書及び参加申出書兼誓約書提出期限
令和8年7月13日（月）	企画提案書提出期限
令和8年7月中旬	内容確認、書面審査・選定審査会（書面審査）
令和8年7月下旬以降	受託者決定・契約締結

4 担当部局

石川県生活環境部 カーボンニュートラル推進課

脱炭素地域づくりグループ（担当：高山、嶺村）

住 所：920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

T E L：(076) 225-1529

F A X：(076) 225-1479

E-mail：cn1@pref.ishikawa.lg.jp

5 参加資格

次に掲げる条件の全てに該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有する者であること。
- (3) 石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第111条第2項の規定による資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者又は契約締結の日までに資格者名簿に登録される者であること。
- (4) 石川県から競争入札の指名停止または見積り合わせへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。

- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下、同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (7) 参加申込日の1ヶ月前までに納期限の到来した県税（個人県民税を除く。）及び消費税を完納している者であること。
- (8) 仕様書に定める業務を確実に実施することができる者であること。
- (9) 過去5年間に（令和3年度から令和7年度）において、国・地方公共団体又はその他の公共団体が発注する地球温暖化対策実行計画及び脱炭素先行地域計画又はそれに類する計画の策定支援や実行支援に関連する業務などを3件以上受注し、業務を完了した実績を有していること。

6 受託者の選定・契約方法

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。応募書類による審査を行い、最も優れた提案を行った者を、受託候補者として選定する。

(2) 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、石川県財務規則第130条第2項第3号の規定により単独見積とする。

(3) 契約に当たっての留意事項

石川県と受託者との委託契約については、事前に仕様書で双方の意思確認を行う。

7 質問書

実施要領や仕様書等について疑義がある場合は、質問書（様式第1号）に記入し、電子メールで送信すること。面接又は電話による質問は一切受け付けない。

なお、送信後必ず電話で到達確認を行うこと。担当部局は確認後、受信した旨のメールを返信する。

(1) 提出期限

令和8年7月7日（火）

(2) 受付時間

平日 9：00～17：00

(3) 提出先

「4 担当部局」記載のアドレスに提出すること。

(4) 質問への回答

質問書に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、石川県ホームページ内にて公開する。

8 参加申出書兼誓約書

参加希望者は、参加申出書兼誓約書（様式第2号）及び添付書類を電子メールで提出すること。なお、送信後必ず電話で到達確認を行うこと。担当部局は確認後、受信

した旨のメールを返信する。

(1) 添付書類（全て PDF で提出）

- ① 会社概要（様式第 3 号）
- ② 定款
- ③ 役員等名簿（様式第 4 号）
- ④ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（提出日の 3 か月前以内に発行されたもの、写し可）
- ⑤ 国税納税証明書（提出日の 1 ヶ月前以降に発行された、証明税目を「消費税及び地方消費税」とするもの、写し可）
- ⑥ 県税納税証明書（提出日の 1 ヶ月前以降に発行された、証明税目を「県税全般」とするもの、写し可）
- ⑦ 財務諸表（直前決算の貸借対照表、損益計算書）

(2) 提出期限

令和 8 年 7 月 7 日（火）

(3) 受付時間

平日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

(4) 提出先及び提出方法

「4 担当部局」記載のアドレスに電子メールにより提出すること。

ファイル形式は PDF とし、1 通のメールのサイズは 10MB 未満とすること。

なお、送信後必ず電話で到達確認を行うこと。担当部局は確認後、受信した旨のメールを返信する。

9 企画提案書等

応募者は、企画提案書及び添付書類を下記により作成し提出すること。

※内容によっては追加書類の提出を求めることがある。

(1) 企画提案書

- ① 表紙に「令和 8 年度石川県脱炭素先行地域構築支援業務委託」と記載し、提出年月日、応募者の名称・所在地・代表者氏名を記載すること。（任意様式）
- ② 内容は、本要領及び仕様書に基づいた提案内容とすること。
- ③ 「10（1）」に示す審査基準を参考に作成すること。
- ④ 次の項目を盛り込んで作成すること。（記載順序は任意）
 - ア 応募者の概要
 - イ 企画・業務内容
 - ウ スケジュール
 - エ 本業務の実施体制（責任者氏名を含む）、人員体制、スタッフの役割
 - オ 応募者の持つ強み、実績等

カ 経費見積額

※ 見積書は自社様式で可。ただし、業務項目ごとの内訳を記載すること。

※ 委託上限額の範囲内で作成すること。

(2) 添付書類

過去5年間の同種業務の実績（様式第5号）

※パンフレット、実績報告書等がある場合は、併せて添付すること。

(3) 提出期限

令和8年7月13日（月）

(4) 受付時間

平日 9：00～17：00

(5) 提出先及び提出方法

「4 担当部局」記載のアドレスに電子メールにより提出すること。

ファイル形式はPDFとし、1通のメールのサイズは10MB未満とすること。

なお、送信後必ず電話で到達確認を行うこと。担当部局は確認後、受信した旨のメールを返信する。

(6) 注意事項

ア 提出書類は、原則としてA4サイズとすること。

イ 提出する企画提案書については提案者名の記載があるもの及び提案者名の記載がないものをそれぞれ提出すること。

ウ 再委託先がある場合は、「(1) ④エ 業務実施体制」において、その所在地、名称、代表者氏名、業務内容を記載し、「(1) ④カ 経費見積額」の内訳に再委託金額を記載すること。

なお、記載が必要な再委託の範囲は、次の区分における(ii)に限る。

(i) 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）…再委託を行うことはできない。

(ii) 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務…再委託に際し、発注者の承諾を要する。

(iii) 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）…再委託に際し、発注者の承諾を要さない。

エ 本要領及び仕様書に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、委託上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、応募者の専門性を生かした提案に努めること。

10 企画提案書の審査

(1) 審査方法及び基準

ア 企画提案書の審査については、事務局において書面にて実施する。ただし、審査する上で必要が生じた場合にヒアリング等を実施することがある。

イ 企画提案書等の内容に基づき、次の評価項目について、複数人の審査員による審査を行い、結果、内容が最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。ただし、審査会で審査した結果、その平均評価点が100点満点中60点に達しない場合は選定しないものとする。

評価項目		配点
1	●業務実施体制 ・本業務を迅速かつ正確に実行するための体制・人員が確保されているか	10
2	●業務経験・実績 ・本業務を遂行できるだけの実績やノウハウを有しているか	15
3	●財務状況 ・健全な財務状況にあるか。 (直近の営業利益率、流動比率、自己資本比率等)	5
4	●業務への理解度 ・本業務への目的や内容が十分に理解されているか	15
6	●提案内容 ・着眼点・分析力が優れているか ・独創性・先進性がある内容となっているか ・具体的かつ現実的な工程となっているか ・具体的な推進体制等が提案されているか	50
7	●必要経費の積算根拠の妥当性 ・必要な経費が計上されているか ・適正かつ妥当な見積価格となっているか	5
合計		100

(2) 審査結果の通知

受託候補者には、選定決定通知を書面にて行う。

また、受託候補者以外の者に対しては、非選定決定通知を書面にて行う。

※ 審査内容については、公表しない。

1.1 委託契約の締結

県は、受託候補者と別途協議を行い、協議が整った場合は、候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約により契約を締結する。

なお、仕様書については、受託候補者の決定後、県と候補者との間の協議により確定するものとし、内容が一部変更となる場合がある。

また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

12 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。
- (4) 企画提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提案内容の著作権は応募者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。
- (6) 県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (7) 企画提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。
- (8) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ 参加する資格のない者が提案したとき。
 - カ その他、委託者の判断で審査を行うにあたって不相当と認められるとき。
- (9) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- (10) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (11) 本公募で知り得た内容については、無断で使用しないこと。
- (12) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。